

## 平成21年度長野市地域包括支援センター募集要領（案）

## 1 募集の目的

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う地域包括支援センターの業務を委託する法人を募集する。

## 2 応募資格

市内で在宅介護支援センターを設置運営している法人

## 3 募集地域

募集地域は、若槻地区、古牧地区及び川中島地区とする。ただし、応募法人は利用者の利便性や現在の在宅介護支援センターの担当地域等を踏まえ、担当地域を提案できるものとする。

## 4 業務内容

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号 以下「法」という。）第115条の38第1項第2号から第5号に規定する包括的支援事業（以下「包括的支援事業」という。）

ア 介護予防のマネジメント業務（法第115条の38第1項第2号）

イ 総合的な相談支援業務（法第115条の38第1項第3号）

ウ 権利擁護業務（法第115条の38第1項第4号）

エ 包括的・継続的ケアマネジメント（法第115条の38第1項第5号）

(2) 法第58条の第1項に規定する指定介護予防支援事業

(3) 介護支援専門員研修会開催事業

(4) 介護予防教室・介護者教室開催事業

(5) 援助老人日常生活援助計画作成

(6) その他（地区ケア会議・相談協力員研修会の開催、会議等への出席など）

詳細については、「地域包括支援センター業務マニュアル」（平成17年12月19日、厚生労働省老健局発行）、「地域包括支援センターの手引き」（厚生労働省老健局発行）、「長野市包括的支援事業等仕様書」、「長野市援助老人サービス事業実施要綱」、「長野市ケア会議要綱」及び「長野市地域包括支援センター・在宅介護支援センター相談協力員研修実施要領」による。

## 5 委託期間

委託期間は、平成21年10月1日から平成24年3月31日までを予定し、契約は単年度毎に締結する。

平成21年度の契約期間は、平成21年10月1日から平成22年3月31日とする。

## 6 設置場所等

(1) 受託法人は、担当の区域内に事務所を設置する。なお、長野市は地域包括支援センターの事務所の設置に係る契約等に一切関与しないものとする。

(2) 事務所には、必要なスペースを有する事務室、相談室を設けること。また、

軽易な相談に対応可能な受付カウンターを設けること。

- (3) 地域包括支援センターの看板を設置すること。
- (4) 電話及びファックスを設置し、インターネット接続環境を構築すること。
- (5) これらに関わる経費は、受託法人の負担とする。

## 7 人員体制

センターに管理者（所長）を置くとともに、次に掲げる職員を常勤で配置するものとする。

- (1) 保健師または経験のある看護師 1人以上  
経験のある看護師とは地域ケア・地域保健等に関する経験のある看護師で準看護師は含まないものとする。
  - (2) 社会福祉士または社会福祉士に準ずる者 1人以上  
社会福祉士に準ずる者とは福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の福祉に関する相談業務に3年以上従事した経験を有する者
  - (3) 主任ケアマネジャーまたは主任ケアマネジャーに準ずる者 1人以上  
主任ケアマネジャーに準ずる者とは「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、ケアマネジャーとしての実務経験を有し、かつ、ケアマネジャーの相談対応や地域のケアマネジャーへの支援等に関する知識及び能力を有している者
- 管理者（所長）は上記（1）から（3）との兼務を認める。

## 8 運営

- (1) 業務の遂行にあたっては、公正・中立を確保し、長野市地域包括支援センター運営協議会の議を経て決定された事項について、遵守しなければならない。
- (2) センターの職員は、当該高齢者及びその家族の人格を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてならない。その職を退いた後も、同様とする。
- (3) 地域包括支援センターの名称は、市が指定する。
- (4) 地域包括支援センターの開設日及び開設時間は、次のとおりとする。
  - ア 開設日は、月曜日から金曜日までとする。  
ただし、国民の祝日及び国民の休日並びに12月29日から1月3日までを除く。
  - イ 開設時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (5) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (6) 法第58条の第1項に規定する指定介護予防支援事業については、次のとおりとする。
  - ア センターを設置する法人は、法第115条の20第1項の規定に基づき指定介護予防支援事業者の申請を行い、介護予防支援を行う事業所をセンターとし、市の指定を受けることとする。
  - イ 法第115条の21第3項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託する場合は、委託範囲、委託先については、事前に市と協議し、

委託先を決定するものとする。

ウ 業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託した場合においても、介護予防支援サービス計画原案の内容の確認、介護予防サービス計画に係る実施後の評価を適切に実施し、必要に応じ指定居宅介護支援事業者に対し、助言・指導を行うとともに、業務の履行につき、不適切、重大な問題が認められる場合は、その内容を市に報告するものとする。

## 9 事業運営にかかる費用

(1) 包括的支援事業の委託料（人件費及び物件費含む。）

年間 15,250,000 円

平成 21 年度については年間委託料の 1/2 の額とする。

(2) 介護支援専門員研修会開催事業の委託料 1 回につき 30,000 円

(3) 介護予防教室・介護者教室開催事業の委託料 1 回につき 30,000 円

(4) 援助老人日常生活援助計画作成の委託料 1 件につき 8,500 円

(5) 介護予防支援の報酬

介護予防支援の対象者が

1 回目である場合 報酬 7,120 円

2 回目以降である場合 報酬 4,120 円

参考

直営地域包括支援センターで指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託した場合の委託料及び実質収支は以下のとおりです。

介護予防支援の対象者が

1 回目である場合 報酬 7,120 円 - 委託料 6,720 円 = 400 円

2 回目以降である場合 報酬 4,120 円 - 委託料 3,720 円 = 400 円

## 10 応募方法

(1) 提出書類

次の書類を原本 1 部、副本（原本の写し 1 部）を提出すること。

ア 長野市地域包括支援センター応募申請書（様式 1）

イ 地域包括支援センター設置及び運営に関する事項（様式 2）

ウ 地域包括支援センター設置内容（様式 3）

エ 地域包括支援センター設置場所の位置図（様式 4）

オ 地域包括支援センター内の平面図（様式 5）

カ 地域包括支援センターの設置内容がわかる写真（様式 6）

キ 法人が長野市内で提供している介護サービスの状況（様式 7）

ク 地域包括支援センター従事予定者の採用計画（様式 8）

ケ 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの）

コ 法人の定款、寄付行為、規約

サ 法人の財務状況に関する書類（資金収支計算書、貸借対照表）

シ 法人代表者履歴及び役員名簿

ス 地域包括支援センターの収支予算書（21 年度）

原本は、書類がわかるように右側にインデックス（ア～ス）を付けること。副本は全て片面で印刷し、インデックスは不要とする。（副本はクリ

ップ止めで提出のこと。)

( 2 ) 応募書類の提出場所

長野市保健福祉部介護保険課 介護予防担当 ( 市役所第二庁舎 1 階 )

( 3 ) 応募書類の提出期限

平成 21 年 5 月 15 日 ( 金 )

( 土・日曜日、国民の祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに持参すること。)

11 選定方法

( 1 ) 応募締め切り後、長野市保健福祉部介護保険課で提出書類の審査、ヒアリング及び評価を行う。

( 2 ) 応募書類及び評価等の資料を基に、長野市地域包括支援センター運営協議会で選定し、委託法人を市で決定する。

( 3 ) 評価表は別紙のとおりとする。

12 選定結果

結果については、平成 21 年 6 月中に書面で通知する。

13 その他

( 1 ) 選考の結果、委託が決定となった法人の運営する在宅介護支援センターで、長野市と平成 21 年 4 月 1 日付けで契約している「地域包括支援センター事業等委託契約」について、平成 21 年 9 月 30 日をもって契約を解除し、解除日の業務分までを清算する。また、年額支払済み分 ( 在宅介護に関する総合的な各種相談等の基本事業費・事業用車両に関する経費分 ) については月割り等をもって清算し、その差額分については長野市へ返還するものとする。

( 2 ) この要領及び法令等に定めのない事項は、別に長野市より指示するものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1 ~ 8 については、介護保険課 ( 224-7873 ) へお問い合わせください。

## 地域包括支援センター応募法人評価表

応募法人名		評価者氏名	
-------	--	-------	--

総合評価	配点	評価点
	100	

## 参考

## 個別項目の評価

評価項目	配点	評価点
1 設置及び運営に関する事項	30	
設置の趣旨及び運営方針	(5)	( )
運営体制、緊急時連絡体制	(5)	( )
中立性、公平性の確保の考え方、取組	(5)	( )
地域との連携体制及び地域ケアの取組状況	(5)	( )
介護予防の効果を高めるために必要な視点・取組	(5)	( )
個人情報保護の措置	(5)	( )
2 設置場所	10	
センターの場所の利便性	(5)	( )
センターの建物の状況	(5)	
3 従事予定者の採用計画	5	
従事予定者の採用計画	(5)	( )
4 法人の経営状況	5	
法人の経営状況	(5)	( )
合計	50	
個別項目の評価(合計×2)	100	

## [個別項目の基準]

評価	大変良い	良い	普通	やや不十分	全く不十分
評点	5	4	3	2	1